

資料 4

所掌事務の追加について

平成 27 年 7 月 31 日

郡山市

1. 幼保連携型認定こども園の認可等に関する合議制の機関について

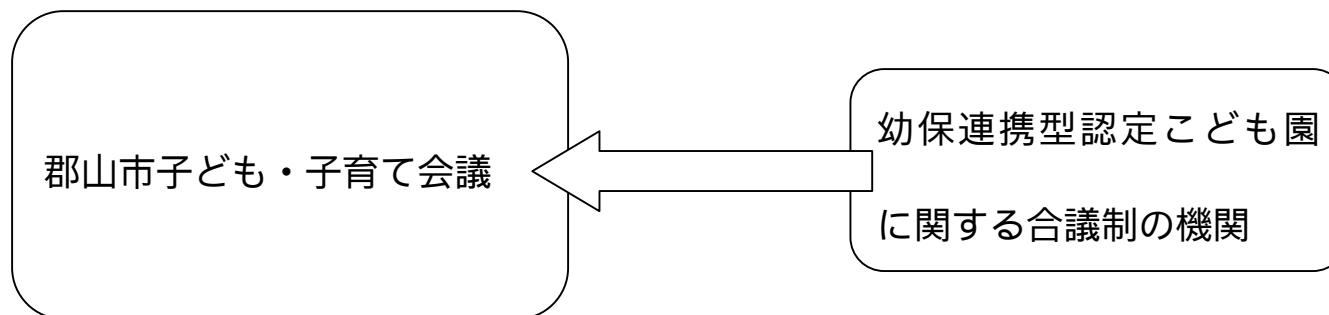
幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止命令及び認可の取り消しについての調査審議を郡山市子ども・子育て会議に追加。

(1) 理由

- ①幼保連携型認定こども園の認可から利用定員の設定まで審議の一本化を図ることができる。
- ②求められている委員構成が重複している。

(2) 設置方法

- ①郡山市子ども・子育て会議条例を改正し、所掌事務に追加する。



2. 追加される事務

子ども・子育て会議

【根拠法令】

子ども・子育て支援法第 77 条

【所掌事項】

- ① 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員についての意見
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員についての意見
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画についての意見
- ④ 子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況の調査審議

追 加

幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関

【根拠法令】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 25 条

【所掌事項】

- 幼保連携型認定こども園の
- ① 設置認可
 - ② 事業停止、施設閉鎖命令
 - ③ 認可取消し
- に関する意見